

国民年金からのお知らせ

保険料の免除制度があります

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除される制度があります。

- ①免除（全額免除・一部免除）申請：本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。
- ②若年者納付猶予申請：30歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。
- ③学生納付特例申請：学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。
※付加年金または国民年金基金に加入中の場合、免除等が承認されると脱退となります。

■過去2年まで遡って免除申請ができます

平成26年4月から法律が改正され、保険料の納付期限から2年を経過していない期間について、遡って免除等を申請できるようになりました。ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請して下さい。

■「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納付	全額免除	一部免除	若年者納付猶予 (学生納付特例)	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給 資格期間に・・・	含まれる	含まれる	含まれる (注2)	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の計算に・・・	含まれる	含まれる (注1)	含まれる (注2)	含まれない	含まれない

(注1) 保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が以下のとおりとなります。

(平成21年4月以降の免除期間) ・全額免除の場合…2分の1 ・4分の3免除の場合…8分の5
・半額免除の場合…4分の3 ・4分の1免除の場合…8分の7

(注2) 一部免除については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入し納付しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

$$\text{所得の目安} = 118 \text{万円} + \{ \text{扶養親族等の数} \times 38 \text{万円} \}$$

学生納付特例制度により、平成27年度に保険料納付を猶予されている方で、平成28年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付しております。同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入し返送いただくことにより、平成28年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

なお、平成28年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は、納付書を送付いたしますので、お手数ですがむつ年金事務所にご連絡ください。

<お問合せ先>東通村税務住民課住民G (☎ 27-2111)、むつ年金事務所 (☎ 22-2278)

◆日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で亡くなられた戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

参加費は10万円で、5年を経過した方（平成22年度以前参加者）は2回目の応募ができます。日程及び申込みの詳細は次のところまでご連絡ください。

※日程等の詳細：日本遺族会事務局（03-3261-5521）

※申 込 先：（公・社）青森県遺族連合会

青森市中央3丁目20-30 ☎017-722-4819

【実施地域】

（広域地域）①旧満州 ②旧ソ連 ③西部ニューギニア ④ボルネオ・マレー半島 ⑤マリアナ諸島 ⑥東部ニューギニア ⑦中国 ⑧トラック・パラオ諸島 ⑨ソロモン諸島 ⑩ミャンマー ⑪フィリピン⑫終戦70周年記念洋上慰霊

（特定地域）①マーシャル・ギルバート諸島